

宮城県公報

令和7年9月30日（火）
号外第34号

目次

規則

- 産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則（新産業振興課）
- 手数料条例施行規則等の一部を改正する規則（出納総務課）

訓令甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）

次の規則をここに公布する。

令和7年9月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 126 号 産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 127 号 手数料条例施行規則等の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成 11 年宮城県規則第 69 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納入方法等)</p> <p>第 7 条 条例第 8 条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 <u>あらかじめ使用料又は手数料(以下この項において「使用料等」という。)の額を算定することができない場合において、施設等使用申請書(様式第 1 号)又は研究員技術的支援依頼書(様式第 4 号)にその旨を記載して提出されたときは、当該使用料等の後納を認めることができる。この場合において、当該使用料等の納入方法は、前項第 1 号に掲げる方法に限るものとする。</u></p> <p>3 <u>同時に複数の第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる依頼をしようとする場合において、一括納入申請書(様式第 6 号)を提出したときは、手数料を一括して納入することができる。この場合において、当該手数料の納入方法は、第 1 項第 1 号に掲げる方法に限るものとする。</u></p> <p>別表第 1</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>備考</p> <p>(1) 第 2 条第 3 項の規定により所長が別に定める施設等を休業日又は使用時間外に使用する場合の使用料の額は、この表の額の 2 割に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>(使用料等の納入方法の特例)</p> <p>第 7 条 条例第 8 条ただし書の規定により、所長が特に必要と認めるときは、次に掲げる方法(第 2 号に掲げる方法にあつては、第 5 条第 1 項第 1 号の依頼がなされた場合に限る。)により使用料又は手数料を納入させることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 <u>条例第 8 条ただし書の規定により、所長が特に必要と認めるときは、後納申請書(様式第 6 号)による申請に基づき、使用料又は手数料の後納を認めることができる。ただし、あらかじめ使用料の額を算定することができないために当該使用料の後納を申請するときは、施設等使用申請書(様式第 1 号)にその旨を記載することをもって後納申請書(様式第 6 号)の提出に代えることができる。</u></p> <p>別表第 1</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>備考</p> <p>(1) 第 2 条第 3 項の規定により所長が別に定める施設等を休業日又は使用時間外に使用する場合の使用料の額は、この表の額の 2 割に相当する額を加算した額(100円未満の端数が</p>

(2)・(3) [略]

別表第2

(1)～(4) [略]

備考

(1) 研究員技術的支援を休業日又は使用時間外に依頼する場合の手数料の額は、この表の第3号に定める額の2割に相当する額を加算した額とする。

(2) [略]

様式第1号(第3条、第7条関係)

施設等使用申請書 [略]
〒 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号 [略]
[略]
<input type="checkbox"/> あらかじめ使用料の額を算定できないため、後納を承認されるよう申請します。 ※ 該当する場合は、 <u>チェック</u> を入れてください。
[略]
以下の※欄は記入しないでください。
[略]

あるときは、100円に切り上げる。)とする。

(2)・(3) [略]

別表第2

(1)～(4) [略]

備考

(1) 研究員技術的支援を休業日又は使用時間外に依頼する場合の手数料の額は、この表の第3号に定める額の2割に相当する額を加算した額(100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。)とする。

(2) [略]

様式第1号(第3条、第7条関係)

施設等使用申請書 [略]
住所又は所在地 氏名又は名称 TEL・FAX [略]
[略]
使用前に使用料の額を算定できないため、後納を承認されるよう申請します。 <u>有</u> ※ 該当する場合は、「有」を○で囲んでください。
[略]
以下の※欄は記入しないでください。県収入証紙はり付け欄等が不足の場合は、裏面を御利用ください。
[略]

--

様式第 3 号 (第 5 条関係)

試験等 (成績書謄本交付) 依頼書 [略]
〒
住所又は所在地
氏名又は名称
電 話 番 号
[略]
[略]

様式第 4 号 (第 5 条関係)
(表)

研究員技術的支援依頼書 [略]
〒
住所又は所在地
氏名又は名称
電 話 番 号
[略]
[略]

※欄は記載しないでください。

県収入証紙 はり付け欄	
----------------	--

様式第 3 号 (第 5 条関係)

試験等 (成績書謄本交付) 依頼書 [略]	
住所又は所在地	
氏名又は名称	印
TEL	
FAX	
[略]	
[略]	

県収入証紙 はり付け欄	
----------------	--

様式第 4 号 (第 5 条関係)
(表)

研究員技術的支援依頼書 [略]	
住所又は所在地	
氏名又は名称	印
TEL・FAX	
[略]	
[略]	

※欄は記入しないでください。県収入証紙はり付け欄等が不足の場合は、裏面を御利用ください。

[略]
<input type="checkbox"/> あらかじめ手数料の額を算定できないため、後納を承認されるよう申請します。 <u>※ 該当する場合は、チェックを入れてください。</u>

(裏)

[略]
[略]
[略]

様式第5号 (第5条関係)

研 修 員 受 入 依 頼 書 [略] <u>〒</u> <u>住所又は所在地</u> <u>氏名又は名称</u> <u>電 話 番 号</u> [略]
[略]
[略]

[略]	
県収入証紙 はり付け欄	_____

(裏)

[略]	
県収入証紙 はり付け欄	_____
[略]	

様式第5号 (第5条関係)

研 修 員 受 入 依 頼 書 [略] <u>住所又は所在地</u> <u>氏名又は名称</u>	印
<u>TEL</u> <u>FAX</u> [略]	
[略]	
県収入証紙 はり付け欄	_____

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第7条関係)

<p>一 括 納 入 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>宮城県産業技術総合センター所長 殿</p> <p>〒 住所又は所在地 氏名 又は 名称 電 話 番 号</p> <p>下記のとおり手数料の一括納入を承認されるよう申請します。</p> <p>記</p>	
<p>一括納入を希望する 依 頼 事 項</p>	
<p>備考</p>	

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼がなされた研究員による技術的支援に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正前の産業技術総合センター条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の産業技術総合センター条例施行規則の規定によるものとみなす。

手数料条例施行規則等の一部を改正する規則

(手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 手数料条例施行規則（平成12年宮城県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(手数料の納付方法)</u></p> <p>第4条 条例第2条第2項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による方法</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第4条 条例第2条第2項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する<u>場合</u></p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>

(公害紛争処理条例施行規則の一部改正)

第2条 公害紛争処理条例施行規則（昭和46年宮城県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p>第2条 条例第6条第3項及び第4項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による<u>方法</u></p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第2条 条例第6条第3項ただし書及び第4項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する<u>場合</u></p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和38年宮城県規則第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>様式第1号の5(第3条関係) (表面) [略] (裏面)</p> <table border="1" data-bbox="235 616 1093 986"><tr><td colspan="3" data-bbox="253 624 1077 836">[略] 狩猟者登録手数料及び狩猟税について <u>狩猟者登録手数料及び狩猟税については、各合同庁舎等に設置されている券売機で納付してください。</u> [略]</td></tr><tr><td data-bbox="253 836 517 986"><u>レシート(提出用)</u> 貼付欄</td><td data-bbox="517 836 801 986">[略]</td><td data-bbox="801 836 1077 986">[略]</td></tr></table> <p>(注) [略]</p>	[略] 狩猟者登録手数料及び狩猟税について <u>狩猟者登録手数料及び狩猟税については、各合同庁舎等に設置されている券売機で納付してください。</u> [略]			<u>レシート(提出用)</u> 貼付欄	[略]	[略]	<p>様式第1号の5(第3条関係) (表面) [略] (裏面)</p> <table border="1" data-bbox="1142 616 2000 986"><tr><td colspan="3" data-bbox="1160 624 1982 836">[略] 狩猟者登録手数料及び狩猟税について [略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 836 1424 986">宮城県 収入証紙 <u>レシート(提出用)</u> 貼付欄</td><td data-bbox="1424 836 1709 986">[略]</td><td data-bbox="1709 836 1982 986">[略]</td></tr></table> <p>(注) [略]</p>	[略] 狩猟者登録手数料及び狩猟税について [略]			宮城県 収入証紙 <u>レシート(提出用)</u> 貼付欄	[略]	[略]
[略] 狩猟者登録手数料及び狩猟税について <u>狩猟者登録手数料及び狩猟税については、各合同庁舎等に設置されている券売機で納付してください。</u> [略]													
<u>レシート(提出用)</u> 貼付欄	[略]	[略]											
[略] 狩猟者登録手数料及び狩猟税について [略]													
宮城県 収入証紙 <u>レシート(提出用)</u> 貼付欄	[略]	[略]											
<p>様式第6号(第3条関係) (表面)</p>	<p>様式第6号(第3条関係) (表面)</p>												

整理番号		受験日		受験番号	
狩猟免許申請書				[略]	
[略]				レシート (提出用) 貼り付け欄 * [略]	
[略]					
(注) [略]					

(裏面) [略]

様式第7号 (第3条関係)

年 月 日	
[狩猟免許・狩猟者登録証・狩猟者記章]	
住所等変更届出書 亡失届出書 再交付申請書	
宮城県知事 殿	
[略]	レシート (提出用) [* [略]]
[略]	
(注) [略]	

様式第8号 (第3条関係)
(表面)

整理番号		受験日		受験番号	
狩猟免許申請書				[略]	
[略]				収入証紙 はり付け欄 * [略]	
[略]					
(注) [略]					

(裏面) [略]

様式第7号 (第3条関係)

年 月 日	
[狩猟免許・狩猟者登録証・狩猟者記章]	
住所等変更届出書 亡失届出書 再交付申請書	
宮城県知事 殿	
[略]	収入証紙 [* [略]]
[略]	
(注) [略]	

様式第8号 (第3条関係)
(表面)

整理番号		受講日		受講番号	
狩猟免許更新申請書				[略]	
[略]				レシート (提出用) 貼り付け欄 * [略]	
[略]					
(注) [略]					

(裏面) [略]

整理番号		受講日		受講番号	
狩猟免許更新申請書				[略]	
[略]				収入証紙 はり付け欄 * [略]	
[略]					
(注) [略]					

(裏面) [略]

(と畜場法施行細則の一部改正)

第4条 と畜場法施行細則（昭和29年宮城県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第18条 条例第13条第3項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による<u>方法</u></p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p>第18条 条例第13条第3項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する<u>場合</u></p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第5条 製菓衛生師法施行細則（昭和42年宮城県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">手数料欄</p> <p style="text-align: center;">製菓衛生師免許申請書 [略]</p> <p>(備考)</p> <p><u>1</u> [略] <u>2</u> [略]</p> </div>	<p>様式第1号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">収入証紙 ○ ○ 円</p> <p style="text-align: center;">製菓衛生師免許申請書 [略]</p> <p>(備考)</p> <p><u>1</u> 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。 <u>2</u> [略] <u>3</u> [略]</p> </div>
<p>様式第2号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">手数料欄</p> <p style="text-align: center;">製菓衛生師試験受験願書 [略]</p> <p>(備考)</p> <p><u>添付書類</u></p> <p>(1) <u>写真1枚（出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもの。裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。）</u></p> <p>(2) <u>受験資格を有することを証する書類</u></p> <p>(3) <u>菓子製造技能士である者は、その技能検定合格証書の写し</u></p> </div>	<p>様式第2号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">収入証紙 ○ ○ 円</p> <p style="text-align: center;">製菓衛生師試験受験願書 [略]</p> <p>(備考)</p> <p><u>1</u> 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。 <u>2</u> <u>添付書類</u></p> <p>(1) <u>写真1枚（出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもの。裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。）</u></p> <p>(2) <u>受験資格を有することを証する書類</u></p> <p>(3) <u>菓子製造技能士である者は、その技能検定合格証書の写し</u></p> </div>

様式第 8 号 (第11条関係)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">手数料欄</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">製菓衛生師免許証書換え交付申請書 [略]</p>
--

様式第 8 号 (第11条関係)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">収入証紙 〇 〇 円</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">製菓衛生師免許証書換え交付申請書 [略]</p> <p>(備考) <u>宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。</u></p>

様式第 9 号 (第12条関係)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">手数料欄</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">製菓衛生師免許証再交付申請書 [略]</p> <p>(備考) <u>添付書類</u> <u>製菓衛生師免許証 (破損、汚損の場合)</u></p>

様式第 9 号 (第12条関係)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">収入証紙 〇 〇 円</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">製菓衛生師免許証再交付申請書 [略]</p> <p>(備考) <u>1 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。</u> <u>2 添付書類</u> <u>製菓衛生師免許証 (破損、汚損の場合)</u></p>
--

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第 6 条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (平成 3 年宮城県規則第 48 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p><u>(手数料の納付方法)</u></p> <p>第4条 条例第12条第3項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による方法</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定する納付受託者をいう。）に納付を委託する方法</p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第4条 条例第12条第3項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する場合</p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する場合</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合</p>
---	---

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第7条 食品衛生法施行細則（昭和27年宮城県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(手数料の納付方法)</u></p> <p>第12条 条例第9条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p> <p>様式第2号（第6条第1項関係） （表面）</p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第12条 条例第9条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する場合</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p> <p>様式第2号（第6条第1項関係） （表面）</p>

様式第2号 (第6条第1項関係) 【表面：許可・届出共通】

許可番号	
------	--

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出

手数料番号	
手数料確認	

※ 管理者記載欄

レシート (提出用) 貼用欄

[略]

営業許可申請書・営業届 (新規・更新)

[略]

(裏面) [略]

様式第2号 (第6条第1項関係) 【表面：許可・届出共通】

許可番号	
------	--

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出

消印番号	
手数料確認	

※ 管理者記載欄

収入証紙貼用欄

[略]

営業許可申請書・営業届 (新規・更新)

[略]

(裏面) [略]

様式第7号 (第9条関係)

様式第7号 (第9条関係)

許可番号	
------	--

固定・自販機・自動車・仮設・臨時

手数料番号	
手数料確認	

※ 管理者記載欄

レシート (提出用) 貼用欄

[略]

営業許可証書換え交付申請書

[略]

様式第7号 (第9条関係)

様式第7号 (第9条関係)

許可番号	
------	--

固定・自販機・自動車・仮設・臨時

消印番号	
手数料確認	

※ 管理者記載欄

収入証紙貼用欄

[略]

営業許可証書換え交付申請書

[略]

様式第8号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

<p>様式第8号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 200px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">レシート（提出用）貼用欄</div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">許可番号</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small;">固定・自販機・自動車・仮設・臨時</td></tr> <tr><td>手数料番号</td><td></td></tr> <tr><td>手数料確認</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center; font-size: x-small;">※ 管理者記載欄</td></tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">[略] 営業許可証再交付申請書 [略]</p>	許可番号		固定・自販機・自動車・仮設・臨時		手数料番号		手数料確認		※ 管理者記載欄		<p>様式第8号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 200px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">収入証紙貼用欄</div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">許可番号</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small;">固定・自販機・自動車・仮設・臨時</td></tr> <tr><td>消印番号</td><td></td></tr> <tr><td>手数料確認</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center; font-size: x-small;">※ 管理者記載欄</td></tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">[略] 営業許可証再交付申請書 [略]</p>	許可番号		固定・自販機・自動車・仮設・臨時		消印番号		手数料確認		※ 管理者記載欄	
許可番号																					
固定・自販機・自動車・仮設・臨時																					
手数料番号																					
手数料確認																					
※ 管理者記載欄																					
許可番号																					
固定・自販機・自動車・仮設・臨時																					
消印番号																					
手数料確認																					
※ 管理者記載欄																					

（ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則（令和3年宮城県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">（手数料の納付方法）</p> <p>第19条 条例第26条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による方法</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法</p> <p>様式第1号（第4条関係） （表面）</p>	<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">（納付の特例）</p> <p>第19条 条例第26条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する場合</p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する場合</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合</p> <p>様式第1号（第4条関係） （表面）</p>

手数料欄

ふぐ処理者免許申請書
[略]

(裏面)

(備考)

1・2 [略]

様式第6号(第11条関係)

手数料欄

ふぐ処理者免許証書換え交付申請書
[略]

(備考)

添付書類 ふぐ処理者免許証

様式第7号(第12条関係)

宮城県収入証紙
貼り付け欄

ふぐ処理者免許申請書
[略]

(裏面)

(備考)

1・2 [略]

3 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

様式第6号(第11条関係)

宮城県収入証紙
貼り付け欄

ふぐ処理者免許証書換え交付申請書
[略]

(備考)

1 添付書類

ふぐ処理者免許証

2 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

様式第7号(第12条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">手数料欄</div> <p style="text-align: center;">ふぐ処理者免許証再交付申請書 [略]</p> <p>(備考) <u>免許証を破り、又は汚した場合には、その免許証を添付すること。</u></p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">宮城県収入証紙 貼り付け欄</div> <p style="text-align: center;">ふぐ処理者免許証再交付申請書 [略]</p> <p>(備考)</p> <p><u>1 免許証を破り、又は汚した場合には、その免許証を添付すること。</u></p> <p><u>2 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。</u></p>
様式第8号(第15条関係)	様式第8号(第15条関係)
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">手数料欄</div> <p style="text-align: center;">ふぐ処理者試験受験願書 [略]</p> <p>(備考)</p> <p>1・2 [略]</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">宮城県収入証紙 貼り付け欄</div> <p style="text-align: center;">ふぐ処理者試験受験願書 [略]</p> <p>(備考)</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。</u></p>

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第9条 クリーニング業法施行細則(昭和31年宮城県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納付方法)</u></p> <p>第14条 条例第3条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方</p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第14条 条例第3条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる</p>

法とする。

- (1) 現金による方法
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

様式第1号（第5条関係）

（表面）

レシート（提出用）貼付欄
クリーニング所開設届
[略]

（裏面） [略]

様式第4号（第8条関係）

クリーニング師試験願書	レシート（提出用） 貼り付け欄
[略]	

様式第5号（第9条関係）

クリーニング師免許申請書	レシート（提出用） 貼り付け欄
[略]	

場合とする。

- (1) 現金により納付する場合
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

様式第1号（第5条関係）

（表面）

宮城県収入証紙貼付欄
クリーニング所開設届
[略]

（裏面） [略]

様式第4号（第8条関係）

クリーニング師試験願書	収入証紙 はり付け欄
[略]	

様式第5号（第9条関係）

クリーニング師免許申請書	収入証紙 はり付け欄
[略]	

様式第6号（第10条関係）

クリーニング師免許証再交付申請書 [略]	レシート（提出用） 貼り付け欄
-------------------------	--------------------

様式第6号（第10条関係）

クリーニング師免許証再交付申請書 [略]	収入証紙 はり付け欄
-------------------------	---------------

様式第7号（第11条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書 [略]	レシート（提出用） 貼り付け欄
------------------------	--------------------

様式第7号（第11条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書 [略]	収入証紙 はり付け欄
------------------------	---------------

（理容師法施行細則の一部改正）

第10条 理容師法施行細則（昭和33年宮城県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の納付方法）</u></p> <p>第6条 条例第7条第2項の<u>知事が別に定める方法</u>は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>（納付の特例）</u></p> <p>第6条 条例第7条第2項<u>ただし書の別に定める場合</u>は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する場合</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>

<p>様式第1号（その1）（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">レシート（提出用）貼付欄</div> <p>理容所開設届 [略]</p> </div> <p>様式第1号（その2）・様式第1号（その3） [略]</p>	<p>様式第1号（その1）（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">宮城県収入証紙貼付欄</div> <p>理容所開設届 [略]</p> </div> <p>様式第1号（その2）・様式第1号（その3） [略]</p>
---	---

（美容師法施行細則の一部改正）

第11条 美容師法施行細則（昭和33年宮城県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の納付方法）</u></p> <p>第6条 条例第7条第2項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p> <p>様式第1号（その1）（第2条関係）</p>	<p><u>（納付の特例）</u></p> <p>第6条 条例第7条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する<u>場合</u></p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p> <p>様式第1号（その1）（第2条関係）</p>

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">レシート（提出用）貼付欄</div> <p>美容所開設届 [略]</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">宮城県収入証紙貼付欄</div> <p>美容所開設届 [略]</p>
様式第1号（その2）・様式第1号（その3） [略]	様式第1号（その2）・様式第1号（その3） [略]

（旅館業法施行細則の一部改正）

第12条 旅館業法施行細則（昭和33年宮城県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の納付方法）</u></p> <p>第10条 条例第10条第2項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p> <p>様式第1号（その1）（第2条関係）</p>	<p><u>（納付の特例）</u></p> <p>第10条 条例第10条第2項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p> <p>様式第1号（その1）（第2条関係）</p>

レシート（提出用）貼り付け欄

旅館業営業許可申請書
[略]

様式第1号（その2）・様式第1号（その3） [略]

様式第2号（第2条関係）

レシート（提出用）貼り付け欄

旅館業営業承継承認申請書
[略]

様式第3号（第2条関係）

レシート（提出用）貼り付け欄

旅館業営業承継承認申請書
[略]

様式第4号（第2条関係）

レシート（提出用）貼り付け欄

旅館業営業承継承認申請書
[略]

旅館業営業許可申請書

宮城県収入証紙はり付け欄

[略]

様式第1号（その2）・様式第1号（その3） [略]

様式第2号（第2条関係）

旅館業営業承継承認申請書

宮城県収入証紙貼り付け欄

[略]

様式第3号（第2条関係）

旅館業営業承継承認申請書

宮城県収入証紙はり付け欄

[略]

様式第4号（第2条関係）

旅館業営業承継承認申請書

宮城県収入証紙貼り付け欄

[略]

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第13条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年宮城県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第4号(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">レシート(提出用)</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">貼り付け欄</div> </div> <p style="text-align: center;">登録申請書 [略]</p>	<p>様式第4号(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">宮城県収入証紙</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">はり付け欄</div> </div> <p style="text-align: center;">登録申請書 [略]</p>

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第14条 化製場等に関する法律施行細則（昭和59年宮城県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p>第6条 条例第12条第2項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第6条 条例第12条第2項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>

(興行場法施行細則の一部改正)

第15条 興行場法施行細則(昭和59年宮城県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p>第12条 条例第13条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p> <p>(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法</p> <p>様式第1号(その1)(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px dashed black; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">レシート(提出用)貼り付け欄</div> <p style="text-align: center;">興行場営業許可申請書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> <p>様式第1号(その2) [略]</p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第12条 条例第13条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する場合</p> <p>(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合</p> <p>様式第1号(その1)(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px dashed black; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">宮城県収入証紙はり付け欄</div> <p style="text-align: center;">興行場営業許可申請書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> <p>様式第1号(その2) [略]</p>

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第16条 公衆浴場法施行細則(昭和61年宮城県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(手数料の納付方法)

第7条 条例第9条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 現金による方法
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

様式第1号（その1）（第2条関係）

<p>レシート（提出用）貼り付け欄</p> <p>公衆浴場営業許可申請書</p> <p>[略]</p>

様式第1号（その2） [略]

(納付の特例)

第7条 条例第9条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 現金により納付する場合
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

様式第1号（その1）（第2条関係）

<p>宮城県収入証紙はり付け欄</p> <p>公衆浴場営業許可申請書</p> <p>[略]</p>

様式第1号（その2） [略]

（動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第17条 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年宮城県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p>第11条 条例第17条第3項の<u>知事が別に定める方法</u>は、次に掲げる方法とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 現金による方法(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第11条 条例第17条第3項<u>ただし書の別に定める場合</u>は、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 現金により納付する<u>場合</u>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定

により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

様式第1号（第3条関係）

[略]
犬又は猫の引取り依頼申請書
[略]

により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

様式第1号（第3条関係）

収入証紙貼付欄

[略]
犬又は猫の引取り依頼申請書
[略]

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

第18条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年宮城県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（手数料の納入方法）</u></p> <p>第8条 条例第14条第2項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による方法</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>（納付の特例）</u></p> <p>第8条 条例第14条第2項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する<u>場合</u></p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>

(浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年宮城県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p>第15条 条例第15条第2項の<u>知事が別に定める方法</u>は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u></p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p> <p>様式第1号（第13条関係） （表）</p> <div data-bbox="226 885 1099 1236" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><div data-bbox="840 901 1052 957" style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">※手数料欄</div><p style="text-align: center;">浄化槽保守点検業登録申請書 [略]</p></div> <p>（裏） [略]</p> <p>様式第5号（第13条関係）</p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第15条 条例第15条第2項<u>ただし書の別に定める場合</u>は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) <u>知事の発行する納入通知書により納付する場合</u></p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p> <p>様式第1号（第13条関係） （表）</p> <div data-bbox="1153 885 2027 1236" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><div data-bbox="1187 933 1993 1037" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">収入証紙はり付け欄</div><p style="text-align: center;">浄化槽保守点検業登録申請書 [略]</p></div> <p>（裏） [略]</p> <p>様式第5号（第13条関係）</p>

<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">※手数料欄</div> <p style="text-align: center;">浄化槽保守点検業変更登録申請書 [略]</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">収 入 証 紙 は り 付 け 欄</div> <p style="text-align: center;">浄化槽保守点検業変更登録申請書 [略]</p>
様式第13号（第13条関係）	様式第13号（第13条関係）
<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">※手数料欄</div> <p style="text-align: center;">浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書 [略]</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">収 入 証 紙 は り 付 け 欄</div> <p style="text-align: center;">浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書 [略]</p>

（医療法施行細則の一部改正）

第20条 医療法施行細則（平成16年宮城県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号 (第1面)</p>	<p>様式第2号 (第1面)</p>

レシート (提出用)

病院 (診療所) 開設許可申請書
[略]

(第2面) ~ (第6面) [略]

様式第3号
(表面)

レシート (提出用)

助産所開設許可申請書
[略]

(裏面) [略]

様式第16号

レシート (提出用)

病院 (診療所・助産所) 使用許可申請書
[略]

収入
証紙

病院 (診療所) 開設許可申請書
[略]

(第2面) ~ (第6面) [略]

様式第3号
(表面)

収入
証紙

助産所開設許可申請書
[略]

(裏面) [略]

様式第16号

収入
証紙

病院 (診療所・助産所) 使用許可申請書
[略]

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第21条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和36年宮城県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">レシート（提出用）</p> </div> <p style="text-align: center;">准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書 [略]</p>	<p>様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 収入 証紙 </div> </div> <p style="text-align: center;">准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書 [略]</p>
<p>様式第5号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">レシート（提出用）</p> </div> <p style="text-align: center;">准看護師免許証再交付申請書</p> <p>1 [略] <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> [略]</p> <p style="text-align: right;">[略]</p>	<p>様式第5号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 収 入 証 紙 </div> </div> <p style="text-align: center;">准看護師免許証再交付申請書</p> <p>1 [略] <u>1</u> [略] <u>1</u> [略] <u>1</u> [略] <u>1</u> [略] <u>1</u> [略]</p> <p style="text-align: right;">[略]</p>

様式第8号

レシート (提出用)

准看護師再教育研修受講申請書
[略]

様式第9号

レシート (提出用)

准看護師再教育研修修了登録申請書
[略]

様式第11号

レシート (提出用)

成績証明書等交付申請書
[略]

・提出書類
[略]

手数料 (1枚当たり400円)
[略]

顔写真付き身分証明書の写し (運転免許証の写し、パスポートの写し等)
[略]

様式第8号

収入証紙

准看護師再教育研修受講申請書
[略]

様式第9号

収入証紙

准看護師再教育研修修了登録申請書
[略]

様式第11号

収入証紙

成績証明書等交付申請書
[略]

・提出書類
[略]

宮城県収入証紙 (1枚当たり400円)
[略]

身分証明書 (運転免許証の写し、健康保険証の写し、パスポートの写し等)
[略]

様式第13号

レシート (提出用)

准看護師試験合格証明書交付申請書

- 1 [略]
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]

[略]

様式第13号

収 入
証 紙

准看護師試験合格証明書交付申請書

- 1 [略]

[略]

様式第14号

レシート (提出用)

助産婦名簿謄本交付申請書

- 1 [略]
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]

[略]

様式第14号

収 入
証 紙

助産婦名簿謄本交付申請書

- 1 [略]

[略]

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則の一部改正)

第22条 准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則（平成20年宮城県規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の納付方法)</p> <p>第5条 条例第4条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p> <p>(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">レシート (提出用)</div> <p style="text-align: center;">准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書 [略]</p> </div> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">レシート (提出用)</div> <p style="text-align: center;">准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書 [略]</p> </div>	<p>(納付の特例)</p> <p>第5条 条例第4条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する場合</p> <p>(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">収入証紙</div> <p style="text-align: center;">准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書 [略]</p> </div> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">収入証紙</div> <p style="text-align: center;">准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書 [略]</p> </div>

(調理師法施行細則の一部改正)

第23条 調理師法施行細則(昭和34年宮城県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第6号(第7条関係) (表面)</p> <div data-bbox="230 560 1077 837" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">※手数料欄</p><p style="text-align: center;">調理師名簿訂正・免許証書換え交付申請書</p><p style="text-align: center;">[略]</p></div> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 [略]2 所定の手数料を支払った上で、<u>レシート(提出用)等を貼り付けること。ただし、名簿の訂正のみを申請する場合は、手数料は要しない。</u>3 [略]	<p>様式第6号(第7条関係) (表面)</p> <div data-bbox="1151 560 1998 837" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">宮城県収入証紙 はり付け欄</p><p style="text-align: center;">調理師名簿訂正・免許証書換え交付申請書</p><p style="text-align: center;">[略]</p></div> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 [略]2 所定の手数料の額に相当する県の発行する収入証紙を<u>はり付けること。ただし、名簿の訂正のみを申請する場合は、手数料は要しない。</u>3 [略]
<p>様式第8号(第9条関係)</p>	<p>様式第8号(第9条関係)</p>

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">※手数料欄</div> <p style="text-align: center;">調理師免許証再交付申請書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>1 所定の手数料を支払った上で、<u>レシート（提出用）等を貼り付けること</u>。免許証の汚損の場合は、その免許証を添付すること。</p> <p>2・3 [略]</p>	<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">宮城県収入証紙 はり付け欄</div> <p style="text-align: center;">調理師免許証再交付申請書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>1 所定の手数料の額に相当する県の発行する収入証紙を<u>はり付けること</u>。免許証の汚損の場合は、その免許証を添付すること。</p> <p>2・3 [略]</p>
---	--

(栄養士法施行細則の一部改正)

第24条 栄養士法施行細則（昭和36年宮城県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第1号（第3条関係）	様式第1号（第3条関係）

※手数料欄

栄養士免許申請書

[略]

備考

- 1・2 [略]
- 3 所定の手数料を支払った上で、レシート（提出用）等を貼り付けること。
- 4 [略]

様式第2号（第4条関係）
（表面）

※手数料欄

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

[略]

（裏面）

備考

- 1 [略]
- 2 所定の手数料を支払った上で、レシート（提出用）等を貼り付けること。ただし、名簿の訂正のみを申請する場合は、手数料は要しない。
- 3 [略]

宮城県収入証紙
はり付け欄

栄養士免許申請書

[略]

備考

- 1・2 [略]
- 3 所定の手数料の額に相当する県の発行する収入証紙をはり付けること。
- 4 [略]

様式第2号（第4条関係）
（表面）

宮城県収入証紙
はり付け欄

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

[略]

（裏面）

備考

- 1 [略]
- 2 所定の手数料の額に相当する県の発行する収入証紙をはり付けること。ただし、名簿の訂正のみを申請する場合は、手数料は要しない。
- 3 [略]

様式第4号（第6条関係）

	※手数料欄
栄養士免許証再交付申請書 [略]	
備考	
1 所定の手数料を支払った上で、 <u>レシート（提出用）</u> 等を貼 り付けること。免許証の汚損の場合は、その免許証を添付す ること。 2・3 [略]	

様式第4号（第6条関係）

	宮城県収入証紙 はり付け欄
栄養士免許証再交付申請書 [略]	
備考	
1 所定の手数料の額に相当する県の発行する収入証紙をはり 付けること。免許証の汚損の場合は、その免許証を添付す ること。 2・3 [略]	

（母体保護法施行細則の一部改正）

第25条 母体保護法施行細則（昭和27年宮城県規則第86号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 受胎調節実地指導員標識交付申請書 [略] </div> <p>備考 この申請書は正副2通提出すること。また、所定の手数料は、<u>県のセルフレジで発行される「レシート（提出）」</u>を正本に貼り付けること。</p>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 受胎調節実地指導員標識交付申請書 [略] </div> <p>備考 この申請書は正副2通提出すること。また、所定の手数料は、<u>その額に相当する県の発行する収入証紙を正本に貼</u>り付けること。</p>

様式第2号（第3条関係）

受胎調節実地指導員指定証訂正申請書

[略]

備考 この申請書は正本に次の書類を添付して正副2通提出すること。また、所定の手数料は、県のセルフレジで発行される「レシート（提出用）」を正本に貼り付けること。

1・2 [略]

様式第3号（第3条関係）

受胎調節実地指導員指定証再交付申請書

[略]

備考 1 この申請書は正副2通提出すること。また、所定の手数料は、県のセルフレジで発行される「レシート（提出用）」を正本に貼り付けること。

2 [略]

様式第4号（第3条関係）

受胎調節実地指導員標識再交付申請書

[略]

備考 1 この申請書は正副2通提出すること。また、所定の手数料は、県のセルフレジで発行される「レシート（提出用）」を正本に貼り付けること。

2 [略]

様式第2号（第3条関係）

受胎調節実地指導員指定証訂正申請書

[略]

備考 この申請書は正本に次の書類を添付して正副2通提出すること。また、所定の手数料は、その額に相当する県の発行する収入証紙を正本に貼り付けること。

1・2 [略]

様式第3号（第3条関係）

受胎調節実地指導員指定証再交付申請書

[略]

備考 1 この申請書は正副2通提出すること。また、所定の手数料は、その額に相当する県の発行する収入証紙を正本に貼り付けること。

2 [略]

様式第4号（第3条関係）

受胎調節実地指導員標識再交付申請書

[略]

備考 1 この申請書は正副2通提出すること。また、所定の手数料は、その額に相当する県の発行する収入証紙を正本に貼り付けること。

2 [略]

（毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）

第26条 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和38年宮城県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納付方法)</u> 第14条 条例第20条第2項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。 (1) <u>現金による方法</u> (2) 知事の発行する納入通知書による<u>方法</u> (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>(納付の特例)</u> 第14条 条例第20条第2項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。 (1) <u>現金により納付する場合</u> (2) 知事の発行する納入通知書により納付する<u>場合</u> (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>

様式第11号を次のように改める。

毒物劇物取扱者試験受験願書

受験番号	*
受験種目	一般
	農業用品目
	特定品目

年 月 日

宮城県知事 殿

本籍地都道府県名	
住所	〒 連絡先電話番号
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
受験票等送付先	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記住所以外(下記) 〒 (住所) (氏名)

年 月 日撮影
<p>写真貼付欄</p> <p>出願6か月以内に無帽で 上半身を撮影したもの</p> <p>縦 4 cm 横 3 cm</p>

上記受験種目に係る毒物劇物取扱者試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込めます。

- (注)
- 1 字はボールペン、万年筆等を用い、楷書ではっきり書くこと。
 - 2 関係書類として、戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。）を添えること。
 - 3 受験種目は、該当項目1つを丸で囲むこと。
 - 4 *印のところは記入しないこと。
 - 5 住所及び氏名は、漢字も含め戸籍抄本又は住民票の写しに記載されているとおりに記入すること。
 - 6 連絡先電話番号は、出願者本人に日中確実に連絡が取れる番号を記入すること。
 - 7 受験票等送付先の住所及び氏名は、受験票等を郵便で確実に受け取れる居住地や勤務地を記入すること。住民票等に記載されている住所以外でも可。

(温泉法施行細則の一部改正)

第27条 温泉法施行細則(平成12年宮城県規則第104号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納付方法)</u> 第23条 条例第23条第2項の<u>知事が別に定める方法</u>は、次に掲げる方法とする。 (1) <u>現金による方法</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u> (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>(納付の特例)</u> 第23条 条例第23条第2項<u>ただし書の別に定める場合</u>は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>現金により納付する場合</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書により納付する場合</u> (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する<u>場合</u></p>

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第28条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和36年宮城県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納付方法)</u> 第15条 条例第9条第2項の<u>知事が別に定める方法</u>は、次に掲げる方法とする。 (1) <u>現金による方法</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u> (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指</p>	<p><u>(納付の特例)</u> 第15条 条例第9条第2項<u>ただし書の別に定める場合</u>は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>現金により納付する場合</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書により納付する場合</u> (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指</p>

定納付受託者をいう。)に納付を委託する <u>方法</u>	定納付受託者をいう。)に納付を委託する <u>場合</u>
<p>様式第9号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>配置従事者身分証明書書換え交付申請書 [略]</p> </div>	<p>様式第9号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">収入証紙</div> <p>配置従事者身分証明書書換え交付申請書 [略]</p> </div>
<p>様式第10号（第10条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>配置従事者身分証明書再交付申請書 [略]</p> </div>	<p>様式第10号（第10条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">収入証紙</div> <p>配置従事者身分証明書再交付申請書 [略]</p> </div>

（麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

第29条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年宮城県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の納付方法）</u> 第19条 条例第14条第2項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。 (1) 現金による<u>方法</u></p>	<p><u>（納付の特例）</u> 第19条 条例第14条第2項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。 (1) 現金により納付する<u>場合</u></p>

(2) 知事の発行する納入通知書による方法 (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する <u>方法</u>	(2) 知事の発行する納入通知書により納付する場合 (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する <u>場合</u>
---	---

（覚醒剤取締法施行細則の一部改正）

第30条 覚醒剤取締法施行細則（平成12年宮城県規則第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（手数料の納付方法）</u> 第14条 条例第16条第2項の知事が別に定める <u>方法</u> は、次に掲げる方法とする。 (1) <u>現金による方法</u> (2) 知事の発行する納入通知書による方法 (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する <u>方法</u>	<u>（納付の特例）</u> 第14条 条例第16条第2項ただし書の別に定める <u>場合</u> は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>現金により納付する場合</u> (2) 知事の発行する納入通知書により納付する場合 (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する <u>場合</u>

（大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部改正）

第31条 大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則（平成12年宮城県規則第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（手数料の納付方法）</u> 第11条 条例第10条第2項の知事が別に定める <u>方法</u> は、次に掲げる方法とする。	<u>（納付の特例）</u> 第11条 条例第10条第2項ただし書の別に定める <u>場合</u> は、次に掲げる場合とする。

<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>現金による方法</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u> (3) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法</u> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>現金により納付する場合</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書により納付する場合</u> (3) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合</u>
---	---

（職業能力開発校規則の一部改正）

第32条 職業能力開発校規則（昭和49年宮城県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（授業料等の額等）</p> <p>第14条の3 [略]</p> <p>2 入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料の徴収に係る<u>条例第9条の知事が別に定める方法</u>は、次に掲げる方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>現金による方法</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u> (3) <u>指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法</u> <p>様式第2号(第10条関係)</p>	<p>（授業料等の額等）</p> <p>第14条の3 [略]</p> <p>2 入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料の徴収に係る<u>条例第9条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>現金により徴収する場合</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書により徴収する場合</u> (3) <u>指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により徴収する場合</u> <p>様式第2号(第10条関係)</p>

<p>※の欄は記入しないこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">※区分</td> <td style="text-align: center;">普通(推薦・一般)、短期</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">※受験番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">入 学 願 書</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;"> 納付書等貼付け欄 (入学者選抜手数料2,200円) <small>(普通課程の入学志願者のみ入学者選抜手数料の納付書等を貼り付けてください。 ※電子申請システムにて決済された方は貼付不要)</small> </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <small>【セルフレジ読取用バーコード】</small>  000000095030 </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	※区分	普通(推薦・一般)、短期	※受験番号										入 学 願 書										[略]										納付書等貼付け欄 (入学者選抜手数料2,200円) <small>(普通課程の入学志願者のみ入学者選抜手数料の納付書等を貼り付けてください。 ※電子申請システムにて決済された方は貼付不要)</small>								<small>【セルフレジ読取用バーコード】</small>  000000095030		[略]										<p>※の欄は記入しないこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">※区分</td> <td style="text-align: center;">普通(推薦・一般)、短期</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">※受験番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">入 学 願 書</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;"> 納付書等貼付け欄 (入学者選抜手数料2,200円) <small>(普通課程の入学志願者のみ入学者選抜手数料の納付書等を貼り付けてください。)</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	※区分	普通(推薦・一般)、短期	※受験番号										入 学 願 書										[略]										納付書等貼付け欄 (入学者選抜手数料2,200円) <small>(普通課程の入学志願者のみ入学者選抜手数料の納付書等を貼り付けてください。)</small>										[略]									
※区分	普通(推薦・一般)、短期																																																																																																								
※受験番号																																																																																																									
入 学 願 書																																																																																																									
[略]																																																																																																									
納付書等貼付け欄 (入学者選抜手数料2,200円) <small>(普通課程の入学志願者のみ入学者選抜手数料の納付書等を貼り付けてください。 ※電子申請システムにて決済された方は貼付不要)</small>								<small>【セルフレジ読取用バーコード】</small>  000000095030																																																																																																	
[略]																																																																																																									
※区分	普通(推薦・一般)、短期																																																																																																								
※受験番号																																																																																																									
入 学 願 書																																																																																																									
[略]																																																																																																									
納付書等貼付け欄 (入学者選抜手数料2,200円) <small>(普通課程の入学志願者のみ入学者選抜手数料の納付書等を貼り付けてください。)</small>																																																																																																									
[略]																																																																																																									

(通訳案内士法施行細則の一部改正)

第33条 通訳案内士法施行細則(平成12年宮城県規則第125号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 [略]</p> <p><u>(手数料の納付方法)</u></p> <p>第3条 条例第3条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u></p>	<p>第2条 [略]</p>

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

（宮城県農業大学校規則の一部改正）

第34条 宮城県農業大学校規則（昭和59年宮城県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の徴収方法）</u> 第18条 入学者選拔手数料及び証明手数料の徴収に係る農業大学校条例第8条の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。 (1) <u>現金による方法</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u> (3) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に徴収を委託する方法</u></p> <p>様式第1号（第6条関係） （表面）</p>	<p><u>（徴収の特例）</u> 第18条 入学者選拔手数料及び証明手数料の徴収に係る農業大学校条例第8条<u>ただし書の別に定める場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。 (1) <u>現金により徴収する場合</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書により徴収する場合</u> (3) <u>指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により徴収する場合</u></p> <p>様式第1号（第6条関係） （表面）</p>

<p>入学者選抜手数料納付確認欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;"> <p>入学者選抜手数料レシート貼付欄</p> <p>(セルフレジ利用の場合)</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;"> <p>オンライン 決済済</p> </td> <td style="padding: 2px;"> <p>入学者選抜手数料を電子申請システムによるオンライン決済で納付済みの方は ←こちらに○印をつけてください。</p> </td> </tr> </table>		<p>入学者選抜手数料レシート貼付欄</p> <p>(セルフレジ利用の場合)</p>		<p>オンライン 決済済</p>	<p>入学者選抜手数料を電子申請システムによるオンライン決済で納付済みの方は ←こちらに○印をつけてください。</p>	[略]			
<p>入学者選抜手数料レシート貼付欄</p> <p>(セルフレジ利用の場合)</p>									
<p>オンライン 決済済</p>	<p>入学者選抜手数料を電子申請システムによるオンライン決済で納付済みの方は ←こちらに○印をつけてください。</p>								
<p>年度 宮城県農業大学校入校願書</p> <p>[略]</p> <p>入校試験区分選択 (○印を付けてください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">推薦入試</td> <td style="width: 10%; border-top: 1px dashed black;">学校長推薦</td> <td style="width: 10%; border-top: 1px dashed black;">地域推薦</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> </tr> </table> <p>志望学部 (第2志望欄は第2志望がある場合のみ記入してください。)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; text-align: center; padding: 5px;">[略]</div> <p>[略]</p>			推薦入試	学校長推薦	地域推薦	[略]	[略]	[略]	[略]
推薦入試	学校長推薦	地域推薦	[略]	[略]	[略]				
(裏面) [略]									

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>宮城県収入証紙貼付欄</p> <p>(2,200円分の宮城県収入証紙を貼り、消印はしないでください。)</p> </div>		[略]							
<p>年度 宮城県農業大学校入校願書</p> <p>[略]</p> <p>入校試験区分選択 (○印を付けてください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">推薦入試</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> </tr> </table> <p>志望学部 (第2志望欄は第2志望がある場合のみ記入してください。)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; text-align: center; padding: 5px;">[略]</div> <p>[略]</p>			推薦入試	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
推薦入試	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
(裏面) [略]									

(土壤肥飼料等分析手数料条例施行規則の一部改正)

第35条 土壤肥飼料等分析手数料条例施行規則(昭和51年宮城県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の納入方法)</p> <p>第4条 条例第3条の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とす</p>	<p>(手数料の納入方法)</p> <p>第4条 条例第3条ただし書に規定する知事が特別の事情があると認</p>

る。
 (1)～(3) [略]

様式第1号(第2条関係)

(整理番号)	
分析(成績書謄本交付)申請書 [略]	
[略]	
レシート(提出用) 貼り付け欄	
[略]	
(注) [略]	

める場合の納入は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。
 (1)～(3) [略]

様式第1号(第2条関係)

(整理番号)	
分析(成績書謄本交付)申請書 [略]	
[略]	
県収入証紙はり 付 け 欄	
[略]	
(注) [略]	

(養蜂振興法施行細則の一部改正)

第36条 養蜂振興法施行細則(平成12年宮城県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p>第7条 条例第6条の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による方法</p> <p>(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指</p>	<p><u>(納入方法の特例)</u></p> <p>第7条 条例第6条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する場合</p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する場合</p> <p>(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指</p>

定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法

定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

(家畜人工授精手数料条例施行規則の一部改正)

第37条 家畜人工授精手数料条例施行規則(平成19年宮城県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納付方法)</u> 第5条 条例第2条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p><u>(納付方法の特例)</u> 第5条 条例第2条第2項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認める場合の納付は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

第38条 家畜伝染病予防法施行細則(平成12年宮城県規則第121号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納入方法)</u> 第17条 条例第13条の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u> (2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u> (3) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法</u></p>	<p><u>(納入方法の特例)</u> 第17条 条例第13条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u> (2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合</u></p>

(家畜検査手数料条例施行規則の一部改正)

第39条 家畜検査手数料条例施行規則（平成31年宮城県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 [略]</p> <p><u>(手数料の納付方法)</u></p> <p>第4条 条例第2条第3項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u></p> <p>(3) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法</u></p> <p>第5条 [略]</p> <p>第6条 [略]</p> <p>様式第4号 <u>(第6条関係)</u></p> <div data-bbox="232 1082 1086 1358" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">[略] 手数料免除申請書</p><p>下記のとおり手数料の全部又は一部の免除を受けたいので、家畜検査手数料条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。</p><p style="text-align: center;">[略]</p></div>	<p>第3条 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>様式第4号 <u>(第5条関係)</u></p> <div data-bbox="1160 1082 2013 1358" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">[略] 手数料免除申請書</p><p>下記のとおり手数料の全部又は一部の免除を受けたいので、家畜検査手数料条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。</p><p style="text-align: center;">[略]</p></div>

(遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則の一部改正)

第40条 遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則（平成15年宮城県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>別記様式（第4条関係）</p> <div data-bbox="224 517 1093 845" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">遊漁船業者登録簿閲覧申込書</p><p style="text-align: right;">年 月 日</p><table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr><tr><td style="text-align: center;">収入証紙貼付欄</td></tr><tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr></table><p>(注) [略]</p></div>	[略]	収入証紙貼付欄	[略]	<p>別記様式（第4条関係）</p> <div data-bbox="1146 517 2011 845" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">遊漁船業者登録簿閲覧申込書</p><p style="text-align: right;">年 月 日</p><table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr><tr><td style="text-align: center;">収入証紙貼付欄</td></tr><tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr></table><p>(注) [略]</p></div>	[略]	収入証紙貼付欄	[略]
[略]							
収入証紙貼付欄							
[略]							
[略]							
収入証紙貼付欄							
[略]							

(林業種苗法施行細則の一部改正)

第41条 林業種苗法施行細則（昭和45年宮城県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号(第2条関係)</p>	<p>様式第1号(第2条関係)</p>

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <u>レシート</u> (提出用) 貼付欄 </div> <p style="text-align: center;">林業種苗生産事業者講習会受講申込書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>

様式第4号(第4条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <u>収入証紙</u> ちょう付欄 </div> <p style="text-align: center;">林業種苗生産事業者講習会受講申込書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>
--

様式第4号(第4条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <u>レシート</u> (提出用) 貼付欄 </div> <p style="text-align: center;">林業用種苗証明申請書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>
--

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <u>収入証紙</u> ちょう付欄 </div> <p style="text-align: center;">林業用種苗証明申請書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>

(建設業法施行細則の一部改正)

第42条 建設業法施行細則(昭和36年宮城県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p>第11条 条例第4条第3項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第11条 条例第4条第3項ただし書及び第4項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する場合</p>

<p>(2) 知事の発行する納入通知書による方法</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>
---	--

（特殊車両通行許可申請手数料条例施行規則の一部改正）

第43条 特殊車両通行許可申請手数料条例施行規則（令和7年宮城県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の納入方法）</u></p> <p>第2条 条例第2条の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による方法</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>（納付の特例）</u></p> <p>第2条 条例第2条ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する<u>場合</u></p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正）

第44条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成17年宮城県規則第182号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（手数料の納付方法）</u></p> <p>第13条 条例第10条第2項の知事が別に定める<u>方法</u>は、次に掲げる<u>方</u></p>	<p><u>（納付の特例）</u></p> <p>第13条 条例第10条第2項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる</p>

<p><u>法とする。</u></p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>場合とする。</u></p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>
--	---

（屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第45条 屋外広告物条例施行規則（昭和49年宮城県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（手数料の納入方法）</u></p> <p>第19条の2 条例第30条第2項及び第45条第3項の<u>知事が別に定める方法</u>は、次に掲げる<u>方法</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による<u>方法</u></p> <p>(3) 地方自治法第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p> <p>様式第1号（第3条関係）</p>	<p><u>（納付の特例）</u></p> <p>第19条の2 条例第30条第2項ただし書及び第45条第3項ただし書の別に定める<u>場合</u>は、次に掲げる<u>場合</u>とする。</p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する<u>場合</u></p> <p>(3) 地方自治法第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p> <p>様式第1号（第3条関係）</p>

屋外広告物表示（設置）許可申請書

[略]

[略]	
手数料欄	[略]
[略]	

※ [略]

屋外広告物表示（設置）許可申請書

[略]

[略]	
収入証紙欄	[略]
[略]	

※ [略]

様式第2号（第5条関係）

屋外広告物許可更新申請書

[略]

[略]	
手数料欄	[略]
[略]	

※ [略]

様式第3号（第6条関係）

様式第2号（第5条関係）

屋外広告物許可更新申請書

[略]

[略]	
収入証紙欄	[略]
[略]	

※ [略]

様式第3号（第6条関係）

屋外広告物変更（改造）許可申請書

[略]

[略]	
手数料欄	
[略]	

※ [略]

屋外広告物変更（改造）許可申請書

[略]

[略]	
収入証紙欄	
[略]	

※ [略]

様式第12号（第15条関係）
（表面）

	手数料欄
[略]	
屋外広告業登録申請書	
[略]	
[略]	

（裏面） [略]

様式第12号（第15条関係）
（表面）

	収入証紙欄
[略]	
屋外広告業登録申請書	
[略]	
[略]	

（裏面） [略]

様式第17号（第19条関係）

様式第17号（第19条関係）

<p>屋外広告物講習会申込書 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">手数料欄</td> <td style="width: 90%; height: 100px;"></td> </tr> </table> <p>(注意) [略]</p>	手数料欄		<p>屋外広告物講習会申込書 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">収入証紙欄</td> <td style="width: 90%; height: 100px;"></td> </tr> </table> <p>(注意) [略]</p>	収入証紙欄	
手数料欄					
収入証紙欄					

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第46条 宅地建物取引業法施行細則（平成12年宮城県規則第140号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p>第21条 条例第10条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 現金による方法</p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書による方法</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p>	<p><u>(納付の特例)</u></p> <p>第21条 条例第10条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現金により納付する場合</p> <p>(2) 知事の発行する納入通知書により納付する場合</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p>

(建築士法施行細則の一部改正)

第47条 建築士法施行細則（昭和27年宮城県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p><u>（手数料の納入方法）</u></p> <p>第1条の3 建築士法施行条例（平成12年宮城県条例第89号）<u>第7条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。</u></p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>方法</u></p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <div data-bbox="224 758 1086 1284" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">2級 建築士登録事項変更届 木造</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">手数料欄</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </td> </tr> </table> <p>(注) [略]</p> </div> <p>様式第5号（第5条関係）</p>	<p style="text-align: center;">手数料欄</p>	<p style="text-align: center;">[略]</p>	<p><u>（納付の特例）</u></p> <p>第1条の3 建築士法施行条例（平成12年宮城県条例第89号）<u>第7条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>現金により納付する場合</u></p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する<u>場合</u></p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <div data-bbox="1142 758 2004 1284" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">2級 建築士登録事項変更届 木造</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">登録手数料納入（付）証票 貼付欄 （登録手数料： 円）</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </td> </tr> </table> <p>(注) [略]</p> </div> <p>様式第5号（第5条関係）</p>	<p style="text-align: center;">登録手数料納入（付）証票 貼付欄 （登録手数料： 円）</p>	<p style="text-align: center;">[略]</p>
<p style="text-align: center;">手数料欄</p>	<p style="text-align: center;">[略]</p>				
<p style="text-align: center;">登録手数料納入（付）証票 貼付欄 （登録手数料： 円）</p>	<p style="text-align: center;">[略]</p>				

2級 建築士免許証（免許証明書）書換え交付申請書
木造 再交付

[略]

手数料欄

[略]

様式第7号の3（第9条の2関係）

[略]

2級 建築士登録証明願
木造

[略]

（手数料： 通× 円＝ 円）

手数料欄

※証明願は、必要数に1を加えた部数を提出すること。
レシートは、提出する証明願のうち1枚のみに貼付すること。

様式第12号（第28条関係）

2級 建築士免許証（免許証明書）書換え交付申請書
木造 再交付

[略]

登録手数料納入（付）証票 貼付欄
（登録手数料： 円）

[略]

様式第7号の3（第9条の2関係）

[略]

2級 建築士登録証明願
木造

[略]

（手数料： 通× 円＝ 円）

証明願手数料納入（付）証票 貼付欄

※証明願は、必要数に1を加えた部数を提出すること。
収入証紙は、提出する証明願のうち1枚のみに貼付すること。

様式第12号（第28条関係）

[略] 建築士事務所登録証明願 [略]
(手数料： 通× 円＝ 円) <u>手数料欄</u>
※証明願は、必要数に1を加えた部数を提出すること。 <u>レシート</u> は、提出する証明願のうち1枚のみに貼付すること。

[略] 建築士事務所登録証明願 [略]
(手数料： 通× 円＝ 円) <u>証明願手数料納入(付)証票貼付欄</u>
※証明願は、必要数に1を加えた部数を提出すること。 <u>収入証紙</u> は、提出する証明願のうち1枚のみに貼付すること。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第48条 建築基準法施行細則(昭和46年宮城県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>(手数料の納入方法)</u> 第45条の3 条例第20条の知事が別に定める <u>方法</u> は、次に掲げる <u>方法</u> とする。 (1) 現金による方法 (2) 知事の発行する納入通知書による方法 (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する <u>方法</u>	<u>(納付の特例)</u> 第45条の3 条例第20条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 現金により納付する場合 (2) 知事の発行する納入通知書により納付する場合 (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する <u>場合</u>

(都市計画法施行細則の一部改正)

第49条 都市計画法施行細則(平成12年宮城県規則第148号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(手数料の納付方法)

第31条 条例第21条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 現金による方法
- (2) 知事の発行する納入通知書による方法
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

(納付の特例)

第31条 条例第21条第2項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 現金により納付する場合
- (2) 知事の発行する納入通知書により納付する場合
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第3条、第5条、第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条から第26条まで、第28条、第32条、第34条、第35条、第39条、第40条、第45条及び第47条（以下これらを「各規則」という。）の規定による改正前の各規則の規定により提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定により提出等された申請書等とみなす。
- 3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

宮城県訓令甲第21号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
[略]	[略]	[略]	[略]
保健福祉部長		保健福祉部長	
社会福祉課	社会福祉課長	社会福祉課	社会福祉課長
1～5 [略]	1～19 [略]	1～5 [略]	1～19 [略]
<u>6 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第55条の規定による認定事業者に対する改善命令（居住安定援助に係るものに限る。）</u>	<u>20 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条の規定による認定事業者等に対する報告の徴収、立入検査及び質問（居住安定援助に係るものに限る。）</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]
住宅課	住宅課長	住宅課	住宅課長
1～7 [略]	1～8 [略]	1～7 [略]	1～8 [略]
8 [略]	9 [略]	8 [略]	9 [略]
(1)～(4) [略]	(1)～(5) [略]	(1)～(4) [略]	(1)～(5) [略]
(5) 認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れの承認（第59条）	<u>(6) 登録住宅の目的外使用の承認及びその通知（第19条の2）</u>	(5) 認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れの承認（第58条）	<u>(6)～(16) [略]</u>
(6) 認可事業者に対する認可住	<u>(7)～(17) [略]</u>	(6) 認可事業者に対する認可住	<u>(17) 認可事業者に対する助言及</u>
	<u>(18) 認可事業者に対する助言及</u>		

<p>宅の改善命令 (第69条)</p> <p>(7) 認可事業者に対する事業認可の取消し (第70条)</p> <p>9・10 [略]</p> <p>11 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する次のこと。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 認定事業者に対する改善命令 (保健福祉部長の専決事項に係るものを除く。) (第55条)</p> <p>(7) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (第59条)</p> <p>(8) 住宅確保要配慮者居住支援法人に対する監督上必要な命令 (第68条)</p> <p>(9) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の取消し及びその公示 (第70条)</p>	<p>び指導 (第66条)</p> <p>(19) 認可事業者からの報告の徴収 (第67条)</p> <p>(20) 認可事業者の地位の承継の承認 (第68条)</p> <p>(21) 賃借人に対する援助 (第73条)</p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 居住安定援助計画の認定 (第41条)</p> <p>(14) 居住安定援助計画の認定の通知 (第43条)</p> <p>(15) 居住安定援助計画の変更の認定 (第44条)</p> <p>(16) 地位の承継の承認 (第45条)</p> <p>(17) 専用賃貸住宅の目的外使用の承認及びその通知 (第50条)</p> <p>(18) 認定事業者等に対する報告の徴収、立入検査及び質問 (社会福祉課長の専決に係るものを除く。) (第54条)</p> <p>(19) 居住安定援助計画の認定の取消し及びその通知 (第56条)</p> <p>(20) 入居者に対する援助 (第58条)</p> <p>(21) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の公示 (第60条)</p>	<p>宅の改善命令 (第68条)</p> <p>(7) 認可事業者に対する事業の認可の取消し (第69条)</p> <p>9・10 [略]</p> <p>11 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成19年法律第112号) の施行に関する次のこと。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (第40条)</p> <p>(7) 住宅確保要配慮者居住支援法人に対する監督上必要な命令 (第48条)</p> <p>(8) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の取消し及びその公示 (第50条)</p>	<p>び指導 (第65条)</p> <p>(18) 認可事業者からの報告の徴収 (第66条)</p> <p>(19) 認可事業者の地位の承継の承認 (第67条)</p> <p>(20) 賃借人に対する援助 (第72条)</p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定及びその変更の公示 (第41条)</p>
--	--	--	---

	<p>(22) <u>住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務の変更の認可及びその認可等の公示 (第61条)</u></p> <p>(23) <u>債務保証業務の委託の認可 (第63条)</u></p> <p>(24) <u>債務保証業務規程等の認可及びその変更の認可並びにその変更の命令 (第64条)</u></p> <p>(25) <u>事業計画及び収支予算の認可及びその変更の認可 (第65条)</u></p> <p>(26) <u>住宅確保要配慮者居住支援法人に対する報告の徴収、立入検査及び質問 (第69条)</u></p> <p>(27) <u>住宅確保要配慮者居住支援法人による賃貸住宅供給促進計画の作成等の提案に係る通知 (第71条)</u></p>
[略]	[略]

各所長～精神保健福祉センター所長 [略]
 地方振興事務所長

1～38 [略]

39 証紙規則を廃止する規則 (令和7年宮城県規則第84号) 附則第2項の規定に基づく証紙返還申請書の受理

40 [略]

農業改良普及センター長～土木事務所長 [略]

別表第4 (第3条関係)

[略]
総務部長
1～5 [略]

	<p>(14) <u>債務保証業務の委託の認可 (第43条)</u></p> <p>(15) <u>債務保証業務規程の認可及びその変更の認可並びにその変更の命令 (第44条)</u></p> <p>(16) <u>事業計画及び収支予算の認可及びその変更の認可 (第45条)</u></p> <p>(17) <u>住宅確保要配慮者居住支援法人に対する報告の徴収、立入検査及び質問 (第49条)</u></p>
[略]	[略]

各所長～精神保健福祉センター所長 [略]
 地方振興事務所長

1～38 [略]

39 証紙規則 (昭和39年宮城県規則第33号) 第15条の規定に基づく証紙返還申請書の受理及び証紙の他の証紙との交換

40 [略]

農業改良普及センター長～土木事務所長 [略]

別表第4 (第3条関係)

[略]
総務部長
1～5 [略]

<p>6 <u>証紙規則を廃止する規則附則第2項の規定に基づく証紙返還申請書の受理</u>（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。） 7・8 [略]</p>	<p>6 <u>証紙規則第15条の規定に基づく証紙返還申請書の受理及び証紙の他の証紙との交換</u>（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。） 7・8 [略]</p>
[略]	[略]
<p style="text-align: center;">地域事務所に置かれる総務部長</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>証紙規則を廃止する規則附則第2項の規定に基づく証紙返還申請書の受理</u> 6・7 [略]</p>	<p style="text-align: center;">地域事務所に置かれる総務部長</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>証紙規則第15条の規定に基づく証紙返還申請書の受理及び証紙の他の証紙との交換</u> 6・7 [略]</p>
[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。